

青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務委託仕様書

1. 業務名

青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務

2. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

3. 業務の目的

県内の公共交通の利便性向上と新たな需要の掘り起こしによる利用促進を図るため、県内を運行する定時定路線型の路線バス等の GTFS データの整備を行うとともに、交通事業者及び市町村（以下、「交通事業者等」という。）による Google マップ等への掲載及び継続的なデータ更新を支援する。

4. 業務の対象

令和 7 年 4 月 1 日時点で青森県内を運行する定時定路線型の路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシーのうち、GTFS データが未整備となっている次の①、②の乗合交通を対象とする。

①交通事業者が運行する路線バス等の乗合交通 5 事業者、462 系統、3,450 停留所
(内訳)

系統規模	事業者数	系統数(計)	停留所数(計)
101 系統以上	2	334	2,127
51 系統以上 100 系統以下	2	119	1,205
50 系統以下	1	9	118
合計	5	462	3,450

②自治体が運行するコミュニティバス等の乗合交通 18 市町村、68 系統、1,057 停留所
ただし、運行主体である交通事業者等が本業務による GTFS データ整備及びオープンデータ化を希望しない場合には業務の対象から除外する。

5. 業務の内容

交通事業者等と連携し、県内を運行する路線バス等の GTFS データを整備するほか、Google マップ等への掲載に必要な契約手続き等の登録作業支援を行う。

(1) 計画・準備

本業務を進めるに当たり、仕様書に示す内容の具体的な進め方や実施体制、スケジュール等を検討・整理し、業務計画書としてとりまとめる。

整理した業務計画書をもとに発注者との協議を行い、進め方等について了解を得るものとする。

(2) 交通事業者等への説明会の開催

GTFS データの整備に当たり、データ作成の意義・必要性等の理解を深めるとともに、整備の進め方・スケジュール等について説明するため、説明会を開催する（7月下旬を予定）。

対象者への案内・とりまとめや、会議の開催、質疑応答、議事録の作成等を行う。

なお、説明会后、交通事業者等に対し、本業務による GTFS データ整備及びオープンデータ化への参画意向調査を実施し、参画の意向を示した交通事業者等の乗合交通について（3）以降の業務を進める。

(3) GTFS データ整備に必要なデータ・情報等の収集

交通事業者等との連携により、GTFS データの整備に必要な基礎情報（停留所一覧、ダイヤ、運賃等）を収集する。

また、対象となる公共交通において、GTFS データの整備状況、Google マップ等への登録状況等について整理するとともに、交通事業者等と協議して整備対象一覧として整理する。

(4) GTFS データの整備

前項で収集した基礎情報をもとに、整備対象における GTFS データの整備を行う。

整備対象とするファイルは Google マップ掲載に必要なものとし、描画情報「shapes.txt」については、交通事業者等と協議の上、希望がある場合に作成するものとする。

データ整備後は、必要に応じて交通事業者等へ内容確認・照会を行いながら、受託者の責務においてデータのチェックを行う。チェックする中で不都合等がみられる場合には、適宜交通事業者等への確認を行いながらデータの修正を行う。

また、契約期間中にダイヤ改正があった場合、改正後の最新データに更新するものとする。（必要に応じて説明会やデータ収集の項目において、当該年度内のダイヤ改正・経路見直し等の予定について把握すること。）

(5) GTFS データの継続的な更新に向けた作成ツールの選択

データ整備に当たっては、交通事業者等による GTFS データの継続的な更新を考慮し、更新作業の負荷が最小限となるよう、交通事業者等毎にその事業規模等に適したデータ作成ツールを選択し、当該ツールに基礎情報を入力した状態で納品するなど工夫すること。

なお、データの更新作業について交通事業者等の担当者に少なくとも一度実施させること。

(6) GTFS データの Google マップ登録作業支援

整備した GTFS データについて、交通事業者等が Google マップへの掲載に必要な手続きを行うための支援を行うものとする。具体的な作業内容は以下のとおり。

- ①交通事業者等と Google との間で締結するデータ提供契約手続きへの支援を行う。(契約内容に係る交通事業者等からの問合せへの対応)
- ②Google マップへの初回登録の際に修正等が必要であることが判明した場合は、契約期間の範囲内で修正等の対応を行う。

(7) Google とのデータ提供契約に当たってのマニュアルの作成

Google との契約手続きについて、交通事業者等の担当者が容易に行えるよう、以下の仕様・構成で分かりやすいマニュアルを作成する。

<マニュアルの内容>

- ①基礎知識 (GTFS データの概要等)
- ②Google との契約手続き手順書
- ③データ更新マニュアル
- ④その他運用マニュアル

(8) GTFS データの継続的な更新に向けた勉強会の開催

令和8年度4月のダイヤ改正に向けた GTFS データの更新作業に遅れが生じないように、更新データの完成を目的とした実習型の勉強会を開催する。

①勉強会の対象者

GTFS データの整備が完了している交通事業者等の担当者

②勉強会の実施時期

令和8年度4月のダイヤ改正に間に合うよう、令和8年2月～3月に、交通事業者等がデータ整備する系統数に応じて、1日～最大5日の期間において、担当者が更新データを完成させられるよう日程を設定すること。なお、必要に応じて、別途、勉強会を開催することも可能とする。

③勉強会の実施場所

原則、青森市内とする。

④勉強会の実施業務

- ア 勉強会の内容企画
- イ 会場確保
- ウ 講師との調整・協議等
- エ 開催案内の発送及び参加者取りまとめ
- オ 講義資料の印刷・配付
- カ 当日の会場運営・撤去
- キ 会場使用料及び講師の謝金・旅費の支払

6. 成果品

以下の成果品を納品する。

- ①GTFS データ (GTFS データ作成に利用したツールを含む) 一式

- ②運用マニュアル等 一式
- ③業務報告書 2部
- ④①～③に係る電子データ 一式